

平成23年度第3回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

会 長 西 川 公 博

- 1 開催日時 平成24年3月8日（木）13:30～15:30
- 2 開催場所 総合福祉センター あいぱーく光 いきいきホール
- 3 会議出席者 出席委員：西川会長はじめ12名（20名中）
欠席委員：内藤勲敏 鬼木泰子 鶴岡妙子 大庭眞理子 吉村孝宏
小林富江 山根恒憲 藤山雅己
事務局：前田福祉保健部長
亀井福祉保健部次長
小田高齢者支援課長 瀬上地域包括支援担当課長
田中健康増進係長 玉木高齢福祉係長
田村介護保険係長 志熊地域包括支援係長
守田主査 坪根主査 松本主任 轟主事（以上12名）
- 4 会議次第 別添資料のとおり
- 5 会議資料 別添協議会資料のとおり

1 開会

2 会長あいさつ

皆さん、お世話になります。

梅一輪ほどの暖かさと言いますけれども、まだまだ冠梅園の梅が咲き切っておらず、まだまだ寒い日が続いておりますが、東日本大震災から1年経とうとしております。今、原発事故の処理の遅れから、復興が遅れている、目処が立たないという状況にあるようでございます。

最近、芥川龍之介の言葉を思い出すわけであります。関東大震災、あの大きな地震の際に、芥川は「自然は、人間に冷酷である」と書いたのです。私が思うには「人間は、人間に冷酷である」という思いがしております。人間の知恵が生み出した原発を制御できない人間の無力さ、そういう人間が、人間に対して大変冷酷であるなどという思いがしているところであります。

さて、今、税と社会保障の一体改革が国会で毎日のように議論されております。その中で、今年4月1日から24時間訪問サービスの充実、介護職員への報酬加算、介護報酬の1.2%引き上げ、介護保険料の改定、介護時間の短縮、そしてサービスの見直しなど、様々な改定が行われようとしております。われわれの社会では、自助を原則としているわけでございますけれども、社会的要因から生まれてくる様々な生活障害、こういうものを埋めるための制度化、これが国家の責務であるというように考えているところであります。そういった制度が社会保障と言われるわけであります。しかし、果たして今、そういう形での社会保障が行われているのかなというような気がしてならないところでございます。

御承知の方もいらっしゃると思っておりますけれども、平成10年以来、自殺者は3万人を超えております。平成22年度の統計を見ましても、1年間の自殺者は31,690人となっております。その中で60歳以上の高齢者を見てまいりますと、健康を気にして自殺を図った人が7,468人、経済問題あるいは生活問題で自殺をした人が1,649人となっております。これだけの多くの人たち、約9,000人にのぼる人たちが健康の問題、あるいは生活、経済的な問題で自殺をしているという、この現実があります。また、山口県は決して少なくございません。全国平均から見ましても、大変多い自殺者を出しておりますが、国や県は自殺対策センターというようなものを設けて、一生懸命自殺防止に努めております。

こうした中で、平成24年度から始まります計画策定の今日は3回目ということでございますが、先ほど事務局のほうからお話ございましたように、今日は最終案でございます。5回予定しておりましたけれども、行政のほうで早くまとめていただきまして、最終案が今日出てきたわけであります。皆さん方には資料を事前にお手元にお送りしておりますので、そのあたりを踏まえて今日のご審議をお願いします。また、前

回ご提言いただきましたものも含めて、今回改めて、またいろいろなご意見、ご指摘を賜ればと思っております。今日は15時30分まで2時間の予定をしており、時間はかなりあると思います。事務局の説明のあとで、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上、挨拶を終わらせていただきますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事

(1) 光市高齢者保険福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）

ア 総論（長期展望、基本戦略）

会議資料P 26～36について坪根主査が説明

イ 各論（第5期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、計画の推進）

会議資料P 39～174について坪根主査が説明

ウ 意見交換

(要旨)

上田委員

災害時要援護者対策の強化を地区の民生委員にお願いすることはよいが、各自治会にいる福祉委員のレベルアップを図り、民生委員と共同して災害時の要援護者対策に当たるのがよいのではないか。

また、いくつかの自治会に実行してもらい、それを広めていくのが要援護者対策の推進によいのではないか。

小田課長

災害時要援護者対策は本計画のみならず総合計画においても来年度の重点目標として位置づけし、新しい取り組みを進めていこうとしているところである。今後、民生委員等も含めて具体的に内容を詰めていく予定である。

災害時の要援護者は民生委員に個別の面談をしてもらい、援護を希望されている方の抽出をしている。災害時の要援護者として登録されている方は平成24年1月末時点において672名。支援が必要であろうと思われる方は949名であり、登録率は約70%である。登録率を100%にすることを目指していこうとしている。

また、要援護者と支援をする方をつなぎ合わせることも必要である。家族が近くにいるから支援は必要ないというような方を除き、登録されている672名の内、支援を希望している方は523名、それに対して支援をしていただけた方は322名であり、登録率は約61%となっている。これについても100%を目指していこうとしている。

なお、東日本大震災を受け、個々の高齢者を個々の支援者により避難させるのでは間に合わないということから、要援護者対策の見直しを行うこととしており、地域の自治会あるいは自主防災組織に対して地域で避難できる体制をとっていただけ

るよう、総務所管と連携しながら昨年度から説明会を開催している。実際に地域でカバーしているのは5団体250名であり、カバー率は約27%であることから、地域全体に広げていけるよう推進していきたいと考えている。

松村委員

認知症の方に対する支援として、市民の方に認知症を理解してもらうこと、特に若い方に理解してもらうことが重要だと考える。

また、健康診断等を早めに受けてもらうなどの予防対策も重要だと考える。

小田課長

認知症の方への支援として、お店などに対して、従業員の方に認知症の方への接し方をお願いしなければならないと考えている。また、教育という観点においても難しい問題ではあるが検討を進めている。

認知症サポーターは毎年約500名を養成する予定であり、出前講座なども積極的に行っていく。

横山委員

日常生活用具給付サービス事業はどのような方を対象にしているのか。

緊急通報体制整備事業はどのようにして給付しているのか。

災害時要援護高齢者への支援は具体的なシミュレーションをしているのか。

交通安全対策とは具体的にどのようなものなのか。

小田課長

日常生活用具給付サービス事業は概ね65歳以上の独居高齢者を対象にしており、在宅介護支援センターなどからも声かけをしている。なお、本事業の件数が少ない理由としては、PR不足だけでなく、火災報知機や電磁調理器が普及してきており、給付を必要とする方が減っていることも考えられる。

緊急通報体制整備事業は65歳以上の虚弱な高齢者または重度の身体障害者であり、毎年50台程度支給している。本事業は、緊急時にボタンを押すと消防署に通報される仕組みである。また、相談機能があり、在宅介護支援センターに相談し、必要に応じて救急対応できるようなものである。手続きについては地区の民生委員に相談があり、民生委員から高齢福祉係に申し込みされるという流れであり、導入費用は所得に応じて負担額が変わる制度としている。

災害時要援護高齢者への支援は各自治会によって対応はバラバラであるが、5地区においては対応に着手している状況である。また、市の総務部に防災を主担当とするセクションを設けることで、地域と連携しながらシミュレーションをしていくような形で進めていきたいと考えている。

交通安全対策は交通安全に関する所管である市民部において、警察と協議しながら

ら運転免許証の自主返納、信号機の設置などを検討していくよう考えている。

増本委員

特定検診の受診率が低いので、対応を検討する必要があると考える。

高齢者の健康自主管理ということで運動を通じて健康を維持しようとするのが重要と考えるが、市内の施設使用料を定めることは、健康自主管理という面からすると逆行してしまうのではないかと感じる。

特別養護老人ホームの入所待ちの方が多いという状況であるが、施設整備についてはどのような状況なのか。

田中係長

検診については対象者に個別通知を行っているが、特定検診の受診率は約 30%、がん検診の受診率はそれぞれ 7~20%である。医師会の協力をいただきながら、受診しやすい体制の整備をし、自分の健康は自分で守るという意識を高めるための啓発活動も行っていく必要があると考えている。

小田課長

平成 18 年から検診を含めた介護予防施策を行ったが、参加率が極めて悪い状況であるので、難しい問題ではあるが、いかにして参加率を上げるかということが課題であると認識している。

特別養護老人ホームの光市における待機者は約 260 名であり、特別養護老人ホーム 80 床の施設整備を検討している。

前田部長

施設使用料については、利用者が特定されている現状から、利用される方と利用されない方の公平な負担という観点から使用料の改定が行われている。福祉施設については従前と変更はない。

増本委員

独居高齢者が全国的にも非常に多いが、緊急の場合の連絡網などはあるか。

小田課長

民生委員を含めた地域でのかかわりというのが重要な要素となっている。地区社会福祉協議会や老人クラブによって友愛訪問をしている。このようなことに加え、緊急通報装置による緊急通報体制を整備している。光市における独居高齢者率は平成 23 年度で 13.2%であり、支援体制の構築に向け今後も検討していきたいと考えている。

山下委員

認知症の理解に関して、小中学校においては認知症に関する教育を一部行ってい

るが、40～50歳の方々に認知症に関する理解をしてもらう機会がないということが課題であると思う。

また、サービス利用の観点では、認知症の方を介護している方から、「ショートステイが利用できないから特別養護老人ホームに申し込みをしたい」という声を聞くことがあるので、小規模多機能施設のショートステイがより活用されてくれば、認知症の方の在宅介護がもう少し改善されるのではないかと感じている。

参考情報ではあるが、下松市には工夫した運営をしている小規模多機能施設もあり、工夫やPRをすることで小規模多機能の利用が促進されると思われる。

瀬上担当課長

働き盛りの方は認知症サポーター養成講座を受けるのが難しいということであったので、金融機関に対して地域包括支援センターから認知症サポーター養成講座を受けてもらうようお願いしたこともある。今後は他の業種（新聞配達、宅配など）についてもお願いをしていきたいと考えている。なお、市職員については約86%が認知症サポーターになっている。

小田課長

小規模多機能の運営等については、法の中で適切に運営されていると理解しており、個々の内容について行政がコメントすべき立場になく、各事業所が検討・対応すべきことと考える。

植村委員

災害時の対応について、誰がどのような援護ができるかという検討も重要であり、実態として若い方は仕事等により日中不在であるので、対策として元気な高齢者複数名にて支援をするなどを検討している。

また、まずは高齢者が生涯現役で過ごすことが重要になってくると考えている。

宮崎委員

災害はいつ発生するか分からないことから、活動可能な地区から随時活動を開始していくことが必要だと思う。

天野委員

防災訓練として炊き出しなどを行ったが、実際に災害が起こったときに機能するかということについて不安を感じている。

食生活改善推進協議会として独居の方への配食や料理教室などをするが、参加する人とならない人が分かれてしまうのは課題であると考えている。配食については、光市社会福祉協議会において、市内に3親等以内の親族がいない方など、設定した条件に該当する高齢者に対して無料で提供しているが、そのような条件を設定せず

有料で行うということもあってよいと感じている。

西川委員

それぞれの高齢者の状況において対応をどのようにすべきか光市社会福祉協議会としても検討していく予定である。

小田課長

地域で自立して生活できるというのが理想の社会であると考えており、介護保険以外のサービス、民間業者が行っているサービスなども含めて、地域支援サービスの活用を促進したいと考えている。

また、災害時はとにかく非難を優先して地域で自らが行動を起こしていただきたいと考えている。

池田委員

地域に密着した民生委員も、災害時などに連合自治会や地区の社会福祉協議会等と連携して対応していくことが重要と考えており、今後も様々な活動に民生委員も参加していきたいと考えている。

藤本委員

歯をきれいにしておくことで、認知症を防ぐことにつながることはデータとしても出ている。口腔癌の検診を含めて歯科医師会として対応している。

藤井委員

乳幼児期から高齢期にわたり世代間が交流をし、地域は家族であるという視点に、学校やPTAも含めて地域で支えあっていく必要があると感じている。

4 その他

- ・本日配布した光市高齢者保険福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）に最終修正を加え、光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画とする

5 福祉保健部長あいさつ

- ・計画のポイントは、超高齢社会に対応するための戦略プラン「幸せ実感プロジェクト」による3つのプログラムの重点的な展開や介護保険料の改定、施設整備など、3年間を通して介護保険事業が円滑に運営できるよう、給付と負担のバランスを考慮して取りまとめたものである
- ・新年度からは計画の進捗状況を報告し、点検および評価をしていただく予定であるので、引き続き、ご支援、ご協力をお願い申しあげる

6 閉会